

資料編 DATA

貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分計算書	21
預金業務	24
貸出業務	25
有価証券その他	27
事業状況	29
単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項	31
連結情報	38
連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項	41

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資 産 の 部)		
現 金	11,586	11,733
預 け 金	364,258	353,650
買 入 金 銭 債 権	54,258	54,182
金 銭 の 信 託	0	0
有 価 証 券	383,702	391,676
国 債	76,558	68,132
地 方 債	38,949	36,017
社 債	126,003	120,580
株 式	2,897	4,688
そ の 他 の 証 券	139,293	162,257
貸 出 金	406,804	401,526
割 引 手 形	911	790
手 形 貸 付	4,092	4,638
証 書 貸 付	391,959	387,097
当 座 貸 越	9,841	9,000
外 国 為 替	97	125
外 国 他 店 預 け	86	113
取 立 外 国 為 替	11	11
そ の 他 資 産	7,078	9,337
未 決 済 為 替 貸	64	133
信 金 中 金 出 資 金	4,758	6,388
前 払 費 用	21	14
未 収 収 益	1,195	1,535
金 融 派 生 商 品	0	－
そ の 他 の 資 産	1,038	1,265
有 形 固 定 資 産	7,017	7,075
建 物	2,183	2,247
土 地	3,783	3,687
リ ー ス 資 産	181	141
建 設 仮 勘 定	24	－
その他の有形固定資産	843	998
無 形 固 定 資 産	122	158
ソ フ ト ウ ェ ア	102	137
その他の無形固定資産	20	20
繰 延 税 金 資 産	2,383	2,106
債 務 保 証 見 返	220	212
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△2,384 (△2,081)	△2,213 (△1,962)
資 産 の 部 合 計	1,235,146	1,229,569

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(单位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	1,176,953	1,159,402
当 座 預 金	21,803	21,121
普 通 預 金	477,388	496,023
貯 蓄 預 金	660	605
通 知 預 金	500	0
定 期 預 金	645,840	613,124
定 期 積 金	27,159	24,672
そ の 他 の 預 金	3,601	3,854
借 用 金	4,023	12,495
借 入 金	4,023	12,495
そ の 他 負 債	1,626	1,722
未 決 済 為 替 借	127	360
未 払 費 用	318	221
給 付 補 填 備 金	4	3
前 受 収 益	77	74
払 戻 未 済 金	30	37
職 員 預 り 金	563	544
金 融 派 生 商 品	0	0
リ ー ス 債 務	198	155
資 産 除 去 債 務	74	75
そ の 他 の 負 債	231	248
賞 与 引 当 金	287	284
退 職 給 付 引 当 金	407	395
役員退職慰労引当金	92	105
睡眠預金払戻損失引当金	－	3
偶 発 損 失 引 当 金	28	36
再評価に係る繰延税金負債	138	138
債 務 保 証	220	212
負 債 の 部 合 計	1,183,778	1,174,797
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	2,538	2,526
普 通 出 資 金	2,538	2,526
利 益 剰 余 金	61,925	63,050
利 益 準 備 金	2,550	2,538
そ の 他 利 益 剰 余 金	59,375	60,512
特 別 積 立 金	57,794	58,894
圧 縮 積 立 金	48	48
当期末処分剰余金	1,532	1,569
処 分 未 済 持 分	△1	△0
会 員 勘 定 合 計	64,462	65,577
その他有価証券評価差額金	△11,678	△9,400
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,416	△1,403
評価・換算差額等合計	△13,095	△10,804
純 資 産 の 部 合 計	51,367	54,772
負債及び純資産の部合計	1,235,146	1,229,569

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	11,780,735	13,259,836
資 金 運 用 収 益	9,812,770	11,310,825
貸 出 金 利 息	5,072,913	4,992,259
預 け 金 利 息	821,748	1,288,382
有価証券利息配当金	3,529,782	4,643,231
その他の受入利息	388,325	386,950
役 務 取 引 等 収 益	1,314,643	1,295,652
受入為替手数料	304,705	306,178
その他の役務収益	1,009,938	989,473
そ の 他 業 務 収 益	277,413	224,001
外国為替売買益	7,662	6,148
国債等債券売却益	235,787	144,194
その他の業務収益	33,963	73,658
そ の 他 経 常 収 益	375,908	429,357
貸倒引当金戻入益	138,217	166,677
償却債権取立益	35,720	24,140
株式等売却益	197,367	210,272
その他の経常収益	4,601	28,267
経 常 費 用	10,104,860	11,470,833
資 金 調 達 費 用	179,595	165,621
預 金 利 息	139,566	119,147
給付補填備金繰入額	1,514	1,031
借 用 金 利 息	35,557	42,585
その他の支払利息	2,956	2,858
役 務 取 引 等 費 用	1,094,540	1,104,841
支払為替手数料	63,366	65,665
その他の役務費用	1,031,173	1,039,176
そ の 他 業 務 費 用	1,486,577	2,724,854
国債等債券売却損	87	994,902
国債等債券償還損	1,484,874	1,728,187
その他の業務費用	1,615	1,764
経 費	7,249,236	7,377,449
人 件 費	4,973,473	4,868,803
物 件 費	2,074,003	2,287,315
税 金	201,760	221,330
そ の 他 経 常 費 用	94,910	98,065
貸 出 金 償 却	51,741	28,285
株式等売却損	—	19,098
その他資産償却	6,515	—
その他の経常費用	36,654	50,680
経 常 利 益	1,675,875	1,789,003
特 別 利 益	2,096	—
固定資産処分益	2,096	—
特 別 損 失	24,903	107,074
固定資産処分損	24,903	50,368
減 損 損 失	—	56,705
税 引 前 当 期 純 利 益	1,653,067	1,681,928
法人税、住民税及び事業税	262,522	190,296
法 人 税 等 調 整 額	189,623	277,567
法 人 税 等 合 計	452,145	467,864
当 期 純 利 益	1,200,922	1,214,064
繰越金（当期首残高）	330,267	369,283
土地再評価差額金取崩額	1,467	△13,605
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,532,657	1,569,742

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,532,657,408	1,569,742,194
積 立 金 取 崩 額	12,423,350	11,501,650
利益準備金限度超過取崩額	12,423,350	11,501,650
剰 余 金 処 分 額	1,175,797,687	1,275,291,084
普通出資に対する配当金	75,797,687	75,291,084
特 別 積 立 金	1,100,000,000	1,200,000,000
繰越金（当期末残高）	369,283,071	305,952,760

[謄本]

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月19日

きのくに信用金庫

理 事 長

田 谷 節 朗 (印)

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

■注記事項 貸借対照表関係 (5年度)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物 については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 建 物 | 34年～50年 | その他 | 3年～5年 |
|-----|---------|-----|-------|
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る〔有形固定資産〕中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取引不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、5,592百万円であります。
10. 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加えており、当金庫の拠出に対応する年金資産額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等における当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △89,255百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在） | 0.6929% |
| ③補足説明 | |

- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金124万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 当金庫の確定拠出制度への要拠出額は、48百万円であります。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協業種別委員会業務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 他役取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。為替業務およびその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常の対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
17. 国定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
18. 無利子・無担保融資制度に係る利息（利子補給）の処理については、貸出金利に計上しております。
19. 投資信託の解約、償還時の差益（損）金については銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還損としてそれぞれ計上しております。
20. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 2,213百万円 |
|-------|----------|

- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。
- 主要な要因は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- | | |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 2,106百万円 |
|--------|----------|
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 21. 子会社等の株式の総額 | 1百万円 |
| 22. 子会社等に対する金銭債務総額 | 1,174百万円 |
| 23. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,312百万円 |
| 24. 有形固定資産の圧縮配帳額 | 258百万円 |
25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
- なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行者が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,786百万円 |
| 危険債権額 | 9,363百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 12百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,022百万円 |
| 合計額 | 12,185百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別委員会業務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（兩）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は790百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

- | | |
|------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 14,215百万円 |
| 預け金 | 54,000百万円 |
| 現金 | 1百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----|-----------|
| 預金 | 55百万円 |
| 借入金 | 12,495百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金100,000百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金307百万円が含まれております。
28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,953百万円
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は100百万円であります。
30. 出資1口当たりの純資産額 1,083円98銭
31. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方法
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
- また、信用保証は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。
- デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び金利キャップ取引があります。当金庫では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資産運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。
- なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引も行っております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会等の監督の下、資金運用に関するリスク管理方針に従い行われております。
- このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 資金運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は資金運用部等を通じ、理事会等において定期的に報告されております。
- (iv)デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、金融派生商品運用基準に基づき実施されております。
- (v)市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金債」及び「借入金」であります。
- 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合の時価は、9,612百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してありません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金債金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次には含めておりません（（注2）参照）。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)預け金(※1)	353,650	353,869	218
(2)買入金銭債権	54,182	54,317	134
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	48,900	44,297	△4,602
その他有価証券	342,242	342,242	－
(4)貸出金(※1)	401,526		
貸倒引当金(※2)	△2,190		
	399,336	402,717	3,381
金融資産計	1,198,312	1,197,445	△866
(1)預金債金(※1)	1,159,402	1,158,831	△571
(2)借入金(※1)	12,495	12,472	△23
金融負債計	1,171,898	1,171,303	△594
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(0)	(0)	－

- (※1) 預け金、貸出金、預金債金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務とな

る項目については、（ ）で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私債権は、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から34.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、「貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(2)借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式（※1）	1
非上場株式（※1）	52
組合出資金（※2）	478
合 計	533

(※1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金（※1）	101,650	146,000	10,000	96,000
買入金銭債権	62	120	－	54,000
有価証券	31,742	70,693	71,189	148,934
満期保有目的の債券	1,300	100	－	47,500
その他有価証券のうち満期があるもの	30,442	70,593	71,189	101,434
貸出金（※2）	55,341	139,161	110,701	85,258
合 計	188,796	355,974	191,890	384,192

(※1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金積金（※）	1,100,892	58,310	8	189
借入金	760	11,735	－	－
合 計	1,101,653	70,045	8	189

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34. まで同様であります。
満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	1,300	1,302	2
	社債	－	－	－
	その他	10,000	10,254	254
	小 計	11,300	11,557	257
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	1,100	1,029	△70
	その他	36,500	31,711	△4,788
	小 計	37,600	32,740	△4,859
合 計		48,900	44,297	△4,602

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,225	2,373	1,852
	債券	53,142	52,675	467
	国債	13,258	12,926	332
	地方債	18,102	18,050	52
	社債	21,781	21,698	83
	その他	36,123	32,427	3,695
	小 計	93,492	87,476	6,016
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	408	421	△13
	債券	169,187	177,100	△7,912
	国債	54,874	59,907	△5,033
	地方債	16,614	17,227	△613
	社債	97,698	99,964	△2,265
	その他	79,154	86,645	△7,490
	小 計	248,750	264,167	△15,417
合 計		342,242	351,643	△9,400

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	549	58	△19
債券	11,808	24	△670
国債	11,008	23	△670
地方債	－	－	－
社債	800	0	－
その他	5,609	271	△324
合 計	17,967	354	△1,014

35. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	0	0	0	0	－

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

36. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、60,356百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている倉庫内手続に基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金繰入限度超過額	1,775百万円
退職給付引当金	109
減価償却超過額	254
有価証券評価差額金	2,600
その他	311
繰延税金資産小計	5,050
評価性引当額	△2,921
繰延税金資産合計	2,128
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	18
その他	4
繰延税金負債合計	22
繰延税金資産の純額	2,106百万円
38. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。	
契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	39百万円
契約負債	－百万円

■注記事項 損益計算書関係（5年度）

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 23円99銭
3. 当事業年度に固定資産減損損失を認識したのものについては次のとおりです。

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループ	
地域	和歌山県内
主な用途	営業資産 1カ所
種類	建物、土地、その他の有形固定資産
(2) 減損損失の認識に至った経緯	
上記資産は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しています。	
(3) 減損損失の金額と種類毎の内訳	
種類	金額
建物	5,893千円
土地	48,685千円
その他の有形固定資産	2,126千円
計	56,705千円

(4) 資産グループピングの方法
資産のグループピングは、各営業店単位としております。ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位でグループピングを行っております。
遊休資産については、個別資産としてグループピングを行っております。
(5) 回収可能価額の算定方法
営業資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。
使用価値は、資産または資産グループの将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは、回収可能価額を零として評価しております。
遊休資産の回収可能価額は路線価を基準とした時価評価額等による正味売却価額を使用しています。
4. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,227,110千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別労務の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2)令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	178

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」153百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けける者はいませんでした。